

寒川町児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第29号

寒川町児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

寒川町児童福祉法施行細則（平成24年寒川町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第21条の5の4第2項」を「法第21条の5の4第3項」に、「厚生労働大臣が定める基準」を「内閣総理大臣が定める基準」に、「同条第2項第2号」を「同条第3項第2号」に改める。

第13条中「同項の厚生労働省が定める基準」を「法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。